

1. 開催日時

令和3年1月13日（水） 午後17時30分から

2. 開催場所

丹波篠山市役所本庁舎3階301会議室

3. 出席者

新型コロナウイルス感染症対策本部会議16名

【会議内容】

4. 状況報告

(1) 兵庫県の患者状況

市民生活部より報告

(2) 国・県の状況（緊急事態措置の状況等）

①1/7 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言（市対策本部同日付法律に基づく本部に切替）

措置期間：令和3年1月8日から2月7日まで

指定区域：東京、埼玉、千葉、神奈川

②1/9 兵庫県・大阪府・京都府知事、国へ緊急事態措置区域追加要請

③本日1/13 18時15分頃区域追加予定、

措置期間：令和3年1月14日から2月7日まで

指定区域：兵庫、大阪、京都

5. 協議確認事項

(1) 各部からの報告協議

①教育委員会

・丹波篠山総合スポーツセンター、西紀運動公園、畑スポーツ施設（全て屋内のみ）

20時までの時間短縮対象にする

・学校施設 屋内のみ

20時までの時間短縮

・田園交響ホール

20時までの時間短縮対象にする

・中央図書館

20時まで開館していない

②市民生活部

- ・公民館等の貸館全て  
20 時までの時間短縮対象にする
- ・体育館のみ  
20 時までの時間短縮対象にする

③観光交流部

- ・市民センター  
20 時までの時間短縮
- ・こんだ薬師温泉ぬくもりの郷  
20 時までの時間短縮
- ・大正ロマン館、陶の郷  
20 時まで営業していない

④農都創造部

- ・ハートピアセンター  
20 時までの時間短縮対象にする
- ・丹波旬の市  
20 時まで営業していない

⑤保健福祉部

- ・丹南健康福祉センター、西紀老人福祉センター  
20 時までの時間短縮対象にする

⑥行政経営部

- ・コミュニティセンター  
20 時までの時間短縮対象にする

⑦企画総務部

- ・職員の出勤体制について  
3 班体制 7 : 45 ~、8 : 30 ~、9 : 30 ~
- ・庁舎内の換気について  
今まで通り 1 日 5 回で継続
- ・職員同士対面になっている席について  
パーテーションを設置予定

(2) 本部会議の決定事項

①市の屋内施設の使用は 20 時までとする

その期間は 1/14 から 2/7 を基準とする。ただし 1/14 が無理な場合は、できる限り速やかに実施する。指定管理者等の意向確認を含め、協議を行い速やかに実施する。

②屋外施設については 20 時までの時短要請は現在のところ行わない、但し状況を見て変更することもある

- ③イベントについては人数上限 5000 人かつ屋内では収容率 50%以下とする
- ④市が主催する会議について措置期間中は 20 時を超えないようにする
- ⑤企画総務部より
  - ・職員の勤務体制について、3 班体制（7：45、8：30、9：30）で行う
  - ・庁舎内の換気について、今まで同様 1 日 5 回で継続する
  - ・職員同士対面で業務を行っている席にパーテーションを設置予定
  - ・職員の毎朝の体温チェックの実施について検討する
- ⑥自治会長およびまちづくり協議会については、市の取り組みを文書をもって、あらためて周知する（1/14 に発送済み）

## 5. その他